

第6章 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

1. 多様な主体の参画・連携・協働による環境にやさしい地域づくり

(1) 地域の各主体による自主的取組の促進

近年、県民の環境問題への関心や意識が高まる中で、環境保全活動団体による河川等の清掃や生活排水対策、節電や節水等の省資源・省エネルギー、更にごみの減量化や分別排出、不用品の有効活用等の3R活動、自然環境保全等の幅広い分野の環境保全活動が行われており、環境保全活動団体は、県民の自主的な環境保全への取組の促進の面から重要な役割を果たしている。

このため、県では、環境保全活動団体を通じ、広く県民に対し、あらゆる機会をとらえて、県民の自主的かつ積極的な取組に対する啓発や参加の機会の提供、具体的な環境情報の提供等を行っている。

ア 環境月間

環境問題に対する県民の認識を深め、責任と自覚を促すため、6月の「環境月間」に、各種の行事を実施している。

表6-1 「環境月間」の主な行事（令和7年度）

広報等の実施	○太陽光発電インフォメーションシステムによる啓発 ○環境保全、リサイクル、省資源・省エネルギーに関する絵画・ポスターの募集 ○環境保全に関する標語、川柳の募集（山口県瀬戸内海環境保全協会） ○環境保全活動に係る功労者・団体、リサイクル、省資源・省エネルギー運動推進に係る功労者・優良団体、地球温暖化対策に係る優良事業所、環境学習に係る功労者の募集
2050ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～の推進	○緑のカーテン ○ライトダウン ○エコスタイル・エコドライブ・ノーマイカー通勤
環境美化活動の推進	○「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」の実施 ○「海ごみウィーク」への協力

イ 民間団体の活動状況

(ア) 山口県瀬戸内海環境保全協会

本協会は、昭和56(1981)年2月、瀬戸内海関係地域の環境保全に関する思想の普及や意識の高揚を図るとともに各種の事業を通じて、瀬戸内海の環境保全に努め、住み良い生活環境を確保することを目的に設立されたものであり、県、16市町、関係諸団体及び工場・事業場が会員となっている。（事務局：山口県環境生活部環境政策課内）

a 令和7(2025)年度の主な事業

- ① 瀬戸内海環境保全月間（6月1日～30日）における取組
 - ・環境保全に関する標語、川柳の募集
 - ・テレビスポット、懸垂幕、ポスター等による啓発
- ② 瀬戸内海環境保全に関する情報の提供
 - ・会報「みずべ山口」の発行
 - ・Webサイトによる情報提供
- ③ 環境保全功労者の表彰
 - ・瀬戸内海の環境保全に関して顕著な功績のあった1団体を表彰
- ④ 研修会等の開催
 - ・法改正に係る情報提供や講演会等を実施

b 令和8(2026)年度取組

瀬戸内海の環境を保全し、住みよい環境を確保するため、「身近な環境をきれいにする運動」を展開している。

(イ) (公社) 山口県快適環境づくり連合会

本連合会(法人)は、昭和41(1966)年4月、県内市町の地区衛生組織が主体となり、身近な環境の保全や環境美化に関する普及啓発や実践活動を通じて、明るく住みよい生活環境の実践をめざすことを目的に設立されている。(事務局：山口県環境生活部生活衛生課内)

a 令和7(2025)年度の主な事業

- ① 環境衛生週間等に係る環境保全に関する運動の展開
- ② 「河川海岸清掃実績集」等の発行
- ③ 空き缶等散乱防止活動の展開
- ④ 環境改善、環境美化に功労のあった地域、団体、個人の表彰
- ⑤ 環境保全及び環境美化に関するポスターの募集、優秀作品の表彰
- ⑥ 第67回快適な環境づくり山口県大会(光市)の開催
- ⑦ 令和7年度快適な環境づくり研修会(長門市)の開催
- ⑧ 緑花推進及び河川海岸愛護運動の展開
- ⑨ 「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」民間団体の清掃活動の促進

b 令和8(2026)年度取組

環境学習、環境美化活動、ごみゼロ運動、地球温暖化防止運動を推進するとともに、各関係機関の行う月間、週間の諸行事にも参加して身近な環境をきれいにする運動を展開している。

ウ 環境保全活動功労者等の表彰

長年にわたり、地域の環境保全活動、リサイクル、省資源・省エネルギー運動、地球温暖化対策、環境学習に功労のあった個人、団体、事業所に対し、表彰を行っている。

令和7(2025)年度は、以下の個人・団体・事業所を表彰した。

- ・環境保全活動功労者 2名
- ・リサイクル、省資源・省エネルギー運動推進優良団体 2団体
- ・地球温暖化対策優良事業所 2事業所
- ・環境学習功労者 2名
- ・「環境保全、リサイクル、省資源・省エネルギー」絵画・ポスター入賞者 10名

(2) 各主体の連携・協働による取組(パートナーシップ)の推進

脱炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生等の実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的に、平成19(2007)年3月に「快適な暮らしづくり山口県推進協議会」を改組して「環境やまぐち推進会議」を発足している。

本会議は、事業者、民間団体、学識者、市町地球温暖化対策地域協議会、行政など各分野の委員で構成され、地球温暖化対策推進法第40条の規定に基づく地球温暖化対策地域協議会としても位置付けており、県民運動の推進母体として自主的な実践活動等を進める重要な役割を担っている。

県では、「環境やまぐち推進会議」と連携・協働し、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進、大気・水質の保全、廃棄物の減量化・再生利用の促進、自然との共生等の環境保全に関する実践活動を推進して、県民や民間団体等による県民運動を展開することとしている。

(3) 環境に配慮した産業の育成・事業化の促進

ア 脱炭素社会の実現

(7) 再生可能エネルギー関連産業の振興推進及び環境投資拡大のための仕組みづくり

省エネ・創エネ・蓄エネ関連設備で、県内企業が開発した技術や県内で製造・加工された製品、県産の原材料をもとに製造・加工された製品等を省・創・蓄エネ「県産品」として登録する制度を展開している。

また、補助制度や、融資制度等による導入促進、Webサイトやリーフレット等による紹介などにより、家庭、事業所、工場における省・創・蓄エネ関連設備の一層の利活用促進を図っている。

a 山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金

山口県産省・創・蓄エネ関連設備を導入した新築のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を購入し、ZEHの啓発に協力する個人に対する補助を行う。

補 助 対 象：県内で、山口県産省・創・蓄エネ関連設備を導入した新築のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを購入し、内覧会開催への協力及び2回のアンケート調査に回答可能な個人
 補助対象経費：設計費、設備費、工事費、事務費
 補 助 額：定額20万円
 所 管 課：環境政策課

b 山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金

自家消費型太陽光発電設備等を設置する中小企業者等に対して補助を行う。なお、山口県産省・創・蓄エネ関連設備を設置する場合は上乗せ補助を行う。

補 助 対 象：県内に事業所を有する中小企業者等
 補助対象経費：

補助対象設備		補助率又は補助単価	上乗せ単価
①太陽光発電		5万円/kW	2万円/kW
① の 付 帯	蓄電池	単価(円/kWh)の1/3	1.2万円/kWh
	車載型蓄電池	蓄電容量×1/2×4万円/kWh	—
	充放電・充電設備	1/2	6.3万円/kW
	その他基盤インフラ設備	2/3	—
②太陽熱利用設備、地中熱利用設備など		2/3（補助限度額:500万円）	太陽熱 560円/m ² 地中熱 0.4万円/m ²
③高効率空調機器、高効率給湯機器など		1/2（補助限度額:300万円）	空調機器 180円/m ² 給湯機器 690円/m ²

所 管 課：環境政策課

c 次世代自動車整備資金融資

次世代自動車の導入に必要な資金の融資を行う。

融 資 対 象：県内居住者及び県内に工場その他の事業場を有する中小企業者又は組合
 融資限度額：500万円/台
 融 資 利 率：年2.0%
 保 証 料：取扱金融機関の定めるところによる
 償 還 方 法：個人の場合は元利均等月賦償還、中小企業者又は組合の場合は原則として元金均等月賦償還
 融 資 期 間：個人の場合は10年以内、中小企業者又は組合の場合は10年以内（据置期間1年以内可能）
 所 管 課：環境政策課

d 省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資

省・創・蓄エネ関連設備の整備に必要な資金の融資を行う。

融 資 対 象：県内に工場その他の事業場を有する中小企業者又は組合
 融資限度額：5,000万円
 融 資 利 率：年2.0%（年1.0%となるよう利子補給制度あり）
 保 証 料：取扱金融機関の定めるところによる
 償 還 方 法：原則として元金均等月賦償還
 融 資 期 間：10年以内（据置期間2年以内可能）
 所 管 課：環境政策課

e 脱炭素経営未来投資応援資金（山口県中小企業制度融資）

脱炭素経営を押し進め、未来への投資に向けた挑戦を行う中小企業者等に対し、必要な融資を行う。（金融機関との協調融資）

融 資 対 象：次のいずれかの脱炭素経営に取り組む中小企業者等

1. 高効率の照明・空調・熱源機器の導入等によるエネルギー消費量の削減の取組
2. 太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備の導入、太陽熱温水器・バイオマスボイラーの導入等、エネルギーの低炭素化の取組
3. 電気自動車の導入、暖房・給湯のヒートポンプの導入等、利用エネルギーの転換の取組
4. 国や県の脱炭素経営の促進に資する補助金を活用した取組

※上記1～4に係る温室効果ガスの排出量の調査についても融資対象

資 金 使 途：運転資金、設備資金

融 資 限 度 額：2億8,000万円

融 資 利 率：5年以内 年2.2%(2.0%) 5年超10年以内 年2.3%(2.1%) 10年超 年2.5%(2.3%)

※（ ）内は責任共有対象外の場合の利率。

保 証 料 率：年0.24%～1.66%（全て保証付）

融 資 期 間：15年（うち据置2年）以内

所 管 課：経営金融課

f 経営・技術診断助言事業

（公財）やまぐち産業振興財団において、中小企業のエネルギー対策等の技術的課題等の解決のため、財団登録専門家を中小企業者へ派遣している。

g 設備貸与事業

（公財）やまぐち産業振興財団において、創業、経営の革新及び環境・エネルギー分野等で事業展開に必要な設備を貸与している。

h 省エネ診断

省エネ専門家の訪問により、設備の運用改善や更新等のアドバイスを実施している。

i 省エネ診断員の育成支援等

県内事業所において省エネ診断が可能な人材を育成する事業者を支援するため、県が指定する省エネ診断員育成講座の受講料の補助を行う。

また、県内で省エネ診断を受診しやすい環境を整備し、事業所でのエネルギー使用効率の向上を図り、脱炭素経営に向けた取組を促進するため、省エネ診断が可能な人材を「山口県登録省エネ診断員」として紹介している。

(イ) コンビナート企業や自治体等による地域の連携体制の構築・活性化

県では、「やまぐちコンビナート低炭素化構想」に基づき、3つの視点（CO₂の排出削減／利活用／回収・貯留）の取組を進め、コンビナートのカーボンニュートラルの実現を目指している。これらの取組の実施について、連携体制の構築・活性化を図るとともに、連携事業等への経済的支援等を行う。

カーボンニュートラルコンビナート構築促進補助金

県内コンビナートの二酸化炭素排出削減や次世代燃料・素材の供給基地化につながる企業間連携事業等に対し、補助を行う。

補助対象者：岩国・大竹地域、周南地域及び宇部・山陽小野田地域における「コンビナート企業連携検討会議」を構成するコンビナート企業又はコンビナート企業を含む複数の構成員（個人を除く。）による事業グループ（枠によって、最低構成員数の制限有）
補助対象経費：県内コンビナートの二酸化炭素排出削減や次世代燃料・素材の供給基地化につながる設備・施設整備に係る経費

施設整備事業	フィジビリティスタディ枠	設備・施設整備枠
対象事業	設備・施設整備を行う事業の実現可能性を調査する事業	フィジビリティスタディ枠の成果を活かした設備・施設整備を行う事業
補助限度額 (事業期間合計)	50,000 千円	500,000 千円
補助率	2／3 以内	1／3 以内
事業期間	最長2年間	最長5年間

研究開発・実証試験事業	連携創出支援枠	研究開発・実証試験枠	設備・施設整備枠
対象事業	連携事業の創出に向け、研究開発・実証試験を行う事業	先導的、先進的な研究開発・実証試験を行う事業	連携創出支援枠又は研究開発・実証試験枠の成果を活かした事業の実施に必要な設備・施設の整備を行う事業
補助限度額 (事業期間合計)	100,000 千円 (150,000 千円)	300,000 千円	500,000 千円
補助率	1／2 以内	2／3 以内	1／3 以内
事業期間	最長3年間（最長4年間）	最長4年間	最長5年間

※連携創出支援枠の（ ）内の限度額、事業期間は、事業がコンビナート企業2社以上を含む複数の企業等で連携して実施する場合に適用

所 管 課：産業脱炭素化推進室

(ウ) 次世代自動車関連産業の育成支援

国補助制度等を活用した県内充電インフラの整備促進に取り組むとともに、自動車メーカー、関係団体、市町等で構成する「環境やまぐち推進会議気候変動対策部会」において、次世代自動車の利活用方策等について情報交換を行っている。

表6-2 充電インフラの整備状況

(R8.3月末現在)

施設区分	急速充電器（基）	普通充電器（基）
公共施設等（県・市町有施設、道の駅 等）	39	111
民間施設等（ホテル・旅館、商業施設 等）	162	433
合 計	201	544

注）県有施設は山口きらら博記念公園の1ヶ所に設置

また、カーボンニュートラルの実現に向けた生産車両の電動化シフト等に対応するため、産学公金連携組織「山口県自動車産業イノベーション推進会議」を推進母体として、県内企業の自動車産業への新規参入や新技術・新製品の創出、事業展開の拡大等に向けた支援を行っている。

やまぐち自動車産業電動化イノベーション等促進補助金

県内企業等による電動化に対応した新技術・新製品等の創出及び自動車のライフサイクル全体での低炭素化に対する補助を行う。

事業区分	電動化関連枠	脱炭素関連枠
補助対象	電動化に対応した新技術・製品に係る研究開発・実証試験	自動車等生産工程の低炭素化に資する設備等の導入
補助対象者	県内企業	県内中小企業
補助限度額	30,000 千円	10,000 千円
補助率	1 / 2 以内	
事業期間	最長3年間	1年間

所 管 課：産業脱炭素化推進室

(イ) 再生可能エネルギーの利用促進

県内の再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって発電された電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定する「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」を令和4（2022）年度に創設し、県内における再生可能エネルギーの利用拡大を図っている。

また、令和5（2023）年度から太陽光発電設備等の共同購入を希望する県民と県内事業者を募り、一括調達・施工によるスケールメリットを生かした価格低減を促し、既存住宅、事業所等への太陽光発電設備等の導入促進を図る「ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業」を実施している。

さらに、令和7（2025）年度からは、非化石証書の購入希望者を募って一括調達することで、費用低減や事業負担の軽減等を図る「ぶちエコやまぐち FIT 非化石証書共同購入事業」の実施により、事業者の再生可能エネルギー利用の取組を支援している。

(ロ) 環境・エネルギー関連分野における産学公金連携による技術開発・事業化の促進

全国トップクラスの大量・高純度の水素が生成されている本県の強みや、素材メーカーの集積を活かし、県の研究開発補助金による支援を行うほか、県内中小企業等の水素関連産業への参入促進やコスト低減等を図るため、水素関連製品の部材開発等に対する支援を行う。

また、産業技術センターの「イノベーション推進センター」が行う、県内企業、大学、関係機関等のニーズ、シーズのマッチング、ネットワークの構築等への支援を通じて、産学公金連携による水素コスト低減等に向けた先進的な研究開発や蓄電池関連素材の開発など、環境・エネルギー関連分野の技術開発や新事業展開を促進している。

a やまぐち産業イノベーション加速化補助金

環境・エネルギー、医療、バイオ関連産業の育成・集積に向け、県内企業と大学等が共同で取り組む先導的・先進的な研究開発・事業化等に対し、補助を行う。

区 分	カタパルト	アドバンス
補助対象者	県内中小企業を含む2者以上からなる共同体	
補助限度額	5,000 千円	15,000 千円
補助率	2 / 3 以内	
事業期間	1年間	最長3年間

所 管 課：イノベーション推進課

b 水素関連製品の部材開発等推進補助金

山口県の水素関連産業の裾野拡大に向けて、水素関連製品の部材開発等に意欲的に取り組む中小・中堅企業に対し、補助を行う。

補助対象者	県内中小・中堅企業
補助限度額	5,000 千円
補助率	2 / 3 以内

所 管 課：産業脱炭素化推進室

(カ) 水素エネルギーの利活用促進

平成27(2015)年8月、中国・四国地方初となる水素ステーションが周南市で開業した。令和5(2023)年度からは、燃料電池自動車等の普及促進を図るため、県内市町が実施する燃料電池自動車等の購入費助成制度への嵩上げ支援を行っている。令和6(2024)年度には、周南コンビナートに敷設されている副生水素配管や、既存のLPガス配送網などを活用し、令和7(2025)年度からは、早期に地域への社会実装・普及展開を目指すことを目的とした実証事業を開始した。



イワタニ水素ステーション山口周南

また、全県的な推進組織として、水素関連事業者や学識経験者、県内全市町等で構成する、「やまぐち水素成長戦略推進協議会」を設立し運営するほか、セミナー等の開催、各種イベントでのFCVによる電力供給など、普及啓発に向けた取組を行っている。

燃料電池自動車等の購入費補助

燃料電池自動車の購入費を補助する市町に対し、補助を行う。

所 管	補 助 対 象 者	県内市町
	補 助 限 度 額	500 千円
	補 助 率	市町補助額の1/2以内

所 管 課：産業脱炭素化推進室

(キ) 物流の効率化促進

物流分野における労働力不足に対応し、効率的かつ持続可能な物流体制を構築するとともに、輸送に係るCO₂排出量の削減を図り、カーボンニュートラルを推進するため、県内事業者の物流効率化の取組を支援している。

やまぐち物流効率化促進補助金

荷主や物流事業者等が連携して行う物流効率化の取組に対し、補助を行う。

所 管	補 助 対 象 者	県内物流事業者及び荷主事業者等
	補 助 限 度 額	5,000 千円
	補 助 率	1/2以内

所 管 課：経営金融課

イ 循環型社会の実現

資源循環型産業の育成支援

廃棄物の3R（発生・排出抑制、再使用、再生利用等）による循環型社会形成の促進に向け、リサイクルに係る技術開発から施設整備、製品認定・普及拡大までの各段階における切れ目のない支援を行うことにより、資源循環型産業の更なる育成強化を図っている。

a 廃棄物3R事業化支援事業

幅広い分野で顕在化した廃棄物3Rに係る実用化技術の事業化を促進するため、産学公連携の事業化プロジェクトチームを支援する。

実施手法：（地独）山口県産業技術センターに業務委託し、県内事業者や学識者等が参画するプロジェクトチームを設置して、産業廃棄物・未利用資源のリサイクル等の事業化を検討
実施内容：プラスチックのリサイクル、食品系廃棄物リサイクル

b 廃棄物3R等推進事業

産業廃棄物の3R及び産業廃棄物に係る未利用エネルギー利活用の施設整備を支援（補助）する。

補 助 対 象：	県内に設置する産業廃棄物等のリデュース、リユース又はリサイクルを推進する施設、又は、 廃棄物に係る未利用エネルギーを利活用する施設（3R等施設）及び3R等施設に付帯する A I（人工知能）等の高度化設備や発電等のエネルギー起源CO ₂ 削減効果のある設備
補助対象経費：	構築物費、機械装置・工具器具費、付帯工事費など
補 助 率：	補助対象事業の1／3以内
補助限度額：	3R等施設は1事業あたり3,000万円以内（補助金額ベース） A I等設備は1事業あたり2,000万円以内（補助金額ベース）
所 管 課：	廃棄物・リサイクル対策課

c 地域循環圏活性化事業

地域で発生した産業廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環圏の形成・活性化に向けたF S（事業可能性調査）を支援（補助）する。

補 助 対 象：	県内において地域循環圏の形成・活性化に向けて、県内事業者や団体等が連携して取り組む問 題点やニーズの把握、事業展開の立案を行う調査
補助対象経費：	人件費、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購 入費
補 助 率：	補助対象事業の1／2以内
補助限度額：	1事業あたり375万円以内（補助金額ベース）
所 管 課：	廃棄物・リサイクル対策課

d 資源循環事例等認定普及事業**○ リサイクル製品認定**

リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して、県内で製造加工されるリサイクル製品を「山口県認定リサイクル製品」として認定し、その普及に努めている。平成12(2000)年度から認定を開始し、令和7(2025)年度末で合計289製品となっている。

また、平成24(2012)年度から認定製品の一層の利用拡大に向けた官民一体の「山口県リサイクル製品利用促進連絡会議」を開催しており、支援策や課題等の情報共有に取り組んでいる。

○ エコ・ファクトリー認定

産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている事業所を「山口県エコ・ファクトリー」として認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めている。平成16(2004)年度から認定を開始し、令和7(2025)年度末で合計58事業所となっている。

e やまぐちエコ市場

これまで県内で培われてきた各企業の様々な情報をグローバルかつリアルタイムに発信しながら、企業間の連携・協力を一層強化することによって、循環型社会の構築や地球温暖化対策の推進に貢献するとともに、自らの事業等の活性化や新たなビジネスチャンスの創出、さらには、地域経済の活性化を図るため、民間主体の「やまぐちエコ市場」を平成18(2006)年5月に設立している。

やまぐちエコ市場では、インターネットによる情報発信・情報交換や、展示会、研修会等を通じた事業者、大学、関係機関、行政等の連携・交流及び循環資源に係る事業化等を促進している。

【やまぐちエコ市場の概要】

設 立 日：平成18(2006)年5月15日
役 員：幹事9名、監事2名（事務局：廃棄物・リサイクル対策課）
会 員 数：307団体・個人（令和8(2026)年3月末現在）
事業内容：・Webサイト（ホームページ）やメールサービスによる情報発信・情報交換・情報提供
・リサイクル及び地球温暖化対策に係る企業マッチング、事業化促進、販路開拓等の実施
・セミナー・見学会・展示会等の企画・開催・参加

ウ 持続可能な農林水産業の推進

（ア）環境保全型農業の促進

化学農薬・化学肥料などの使用を50%以上低減した県独自の認証農産物である「エコやまぐち農産物」の生産拡大を支援するとともに、「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、地球温暖化防止、生物多様性保全効果が高い営農活動への支援を行うことで、環境保全型農業の取組の拡大・定着を図っている。

（イ）家畜排せつ物の利用促進

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」に基づき、家畜排せつ物の堆肥利用を推進している。

また、スマート機器導入支援等による良質堆肥の製造・利用拡大の推進、耕種農家との堆肥需給情報共有のための「堆肥製造・販売施設マップ」や堆肥情報データベースの作成・Webサイト掲載等により、利用促進に努めている。

（ウ）県産木材等の利用促進

木材は、加工に要するエネルギー消費がアルミニウムや鉄製品の製造・加工に比べて非常に少なく、再生産が可能な生産資源である。また、建築物等に利用することにより、炭素を長年にわたって貯蔵できるなど、地球温暖化の防止にも有効であり、地球における環境保全に向けた取組の一環として、環境への負荷の少ない木材の利用を推進することとしている。

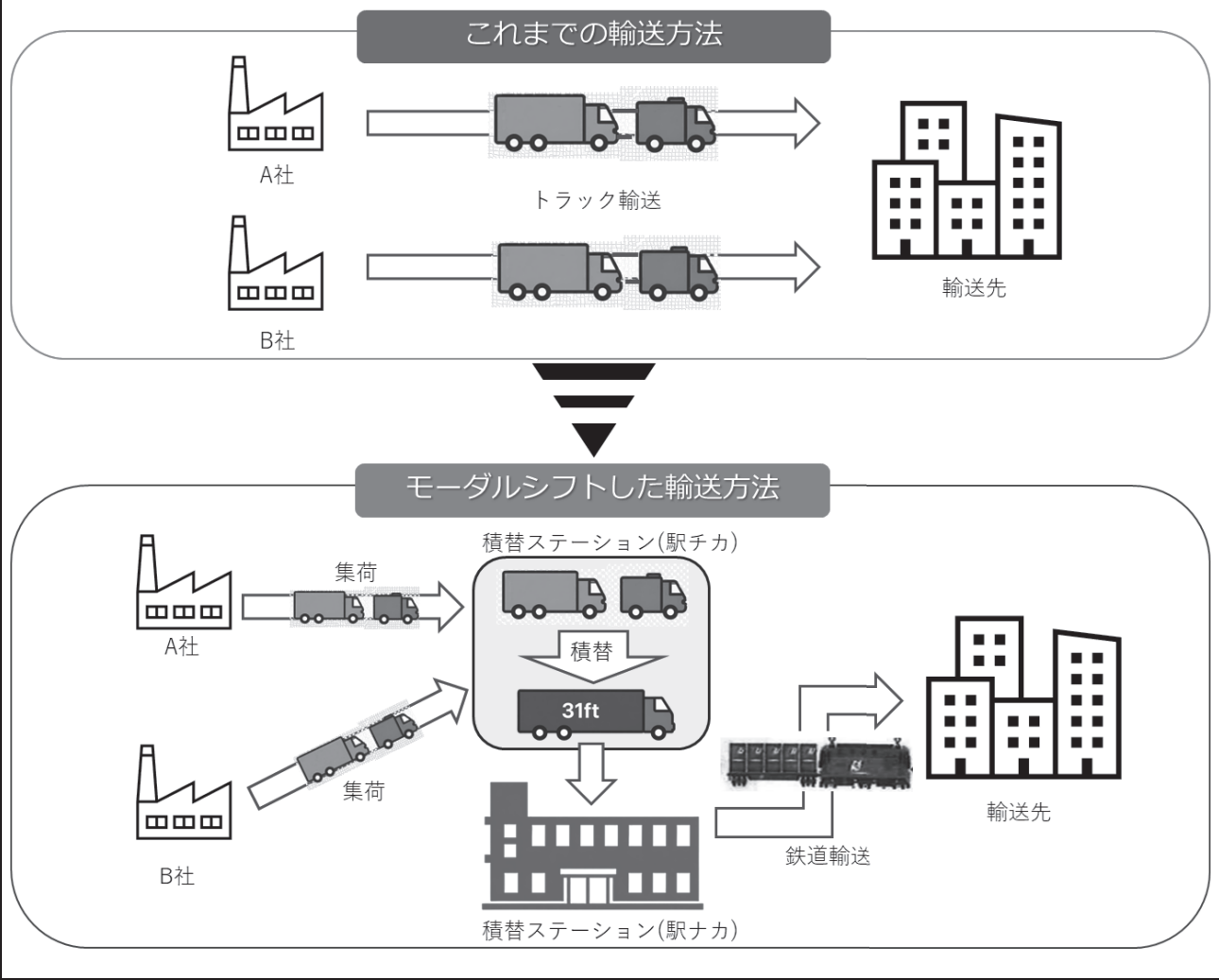
また、県の豊かな森林資源がエネルギーとして有効に活用できるよう、森林バイオマスの低コスト供給システムを構築し、発電施設への供給量増加を支援するとともに、公共施設等における森林バイオマスを燃料とするボイラー等の導入に努めている。

コラム

やまぐち物流効率化促進事業
～モーダルシフトでCO₂排出量を大幅削減～

山口県では、モーダルシフトにより、物流の効率化と輸送に係るCO₂排出量の削減に取り組む県内事業者を支援し、カーボンニュートラルを推進しています。

具体的には、発荷主の工場等と貨物駅の間に、複数事業者がトラックで荷物を持ち込み鉄道コンテナへ積み替えることができる「積替ステーション」の設置支援等により、環境に影響が少なく、優しい輸送モード（輸送方法）への転換を進めています。



やまぐちの特性を活かした
持続可能な地域づくりの推進

2. 環境マネジメントの推進

事業者の環境に配慮した自主的な取組である環境マネジメントを推進するため、ISO14001やエコアクション21の認証取得の促進を図っている。

また、「やまぐちエコ市場」と連携し、研修会やセミナーの開催等の活動を行っており、令和8(2026)年3月末現在、県内で254件の認証取得がなされている。

さらに、県においては、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」に基づき、事業活動における省資源・省エネルギーやグリーン購入など、環境に配慮した取組を率先して実行している。

3. やまぐちの良好な景観の保全と活用

(1) 景観の保全と創造

ア 美しいやまぐちづくりの推進

本県には、身近なところに多くの美しい自然景観、歴史的建造物やまちなみ等の良好な景観が残っており、人々の心を豊かにさせてくれるとともに、ふるさとへの愛着心や連帯感を高めるものとなっている。現在、景観法に基づき、県内全ての市町が景観行政団体となっており、景観形成に向けて取り組んでいる。

県では、「山口県景観ビジョン（平成17(2005)年3月策定）」に基づき、住民・事業者・市町・県が一体となって良好な景観を保全・形成・活用しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組むことを意味する“美しいやまぐちづくり”を推進し、心豊かな・暮らしやすい・訪れたくなる山口県を目指すことを基本目標として、景観学習をはじめとした施策を展開している。

また、平成18(2006)年3月に「山口県景観条例」を制定・公布し、同条例に基づく「山口県景観形成基本方針（平成19(2007)年1月）」や、「山口県公共事業景観形成ガイドライン（平成19(2007)年3月）」を策定している。

イ まちの美化づくりの促進

まちなみを形成する要素のひとつである屋外広告物は、情報を伝えるという役割とともに、まちににぎわいを与えている。しかしながら、無秩序な掲出は、まちの良好な景観や自然の風致を損なうものとなるため、県では、屋外広告物条例によりこれらを規制することにより、まちの良好な景観の形成や風致の維持を図っている。

また、文化・歴史など地域の特性を活かしたまちなみの形成を図るため、街路の整備にあわせて広場・植栽・ストリートファニチャーなどの整備を促進するとともに、まちなかに林立する電柱や輻輳する電線類の地中化などを進めることで、都市景観の向上を図っており、令和7(2025)年度末現在、県内で約138kmの区間が整備されている。

(2) 歴史的・文化的環境の保全・活用

ア 歴史的建造物の保全

県内には、歴史的建造物・史跡などが多く現存しており、これら歴史的建築物とそのまちなみなどを保全し、将来に伝え、受け継いでいく必要がある。このため、伝統的建造物群保存地区保存条例などにより、各地に残る建築物やまちなみなどの歴史的・文化的遺産を、周辺環境と一体的に保全し、地域を特徴づける「顔」として魅力ある地域づくりを進めている。

また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）に基づき、萩市は、平成31(2019)年3月に第2期計画の認定を、岩国市は令和6(2024)年7月に第1期計画の認定を受け、地域の個性を生かしたまちづくりを進めている。

イ 文化財指定による環境保全の現況

重要な文化財は、国、県、市町で指定し、法律及び条例により重点的に保護している。指定された文化財は、防災設備や囲柵等を設置して、災害等によって消失したり傷つけられたりしないよう守られている。

また、文化財の現状を変更する行為に対しては制限がかけられている。例えば、景観のすばらしい地域が名勝として指定されると、景観を損なう建物などの建築は許可されず、また、生物の生息地などの天然記念物の指定地では、開発工事を規制し、許可するに当たっても指定した生物に影響のない工法を求められている。

さらに、指定による文化財の保存は、その指定地外の一定範囲の区域に及び、文化財と一体をなす歴史的環境及び周辺の自然環境についても保全されることとなる。

山口県の国指定天然記念物の件数は、全国第1位である。

ウ 指定文化財の保存と活用

指定文化財を保存するため、建造物保存修理事業、天然記念物再生事業、防災・耐震対策重点強化事業や指定文化財のパトロール事業などを行っている。

また、指定文化財の活用を図るため、地域文化財総合活用推進事業や史跡等総合活用整備事業、歴史的な町並みである伝統的建造物群保存地区の保存修理・修景などの事業を展開している。

その他、新たな文化財の指定に向け、平成20(2008)年から3年間にわたり近代和風建築総合調査を、平成23(2011)年から7年間にわたり山口県中世城館遺跡総合調査を行った。

なお、天然記念物に指定した動植物には、山林の活用や山間の狭隘な水田の耕作など、かつての地域の人々の生活環境に守られてきたものが多くある。このため、特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」(周南市)等において、地域の人々と天然記念物との新たな共生関係を創出する天然記念物再生事業を実施している。

エ 文化財登録制度による魅力ある地域づくり

学校や銀行、橋や煙突など身近で懐かしい風景を彩る近代の建造物は、地域の景観のシンボルとして重要であるにもかかわらず、文化財として認識されないまま消滅の危機にさらされている。

このことから、建築後50年を経過した建造物で、国土の歴史的景観に寄与するもの、造形の規範になっているもの、再現することが容易でないものなどを、文化財として国が登録する文化財登録制度が設けられている。指定制度と違って、外観を大きく変えなければ、内部を改装し、レストランや資料館などとして活用することができるため、登録された文化財を魅力ある地域づくりの拠点として活用することが可能となる。

現在、県内で登録されているのは、萩市の旧明倫小学校本館、下関市の水道関係施設など141件である。

なお、平成17(2005)年の文化財保護法改正に伴い、記念物(史跡、名勝、天然記念物)や有形民俗文化財等にも登録制度が拡充されており、宇部市の常盤公園など4件が登録記念物(名勝地関係)に、下関市豊北の漁撈用具が登録有形民俗文化財へ登録されている。

オ 文化的景観保護制度

文化的景観は、人々の生活又は生業及び地域の風土により形成されたもので、地域の生活又は生業の理解のため、欠くことのできない存在である。文化的景観の中でも特に重要なものは、「重要文化的景観」として国が選定し、その保護が積極的に図られている。

県内では、平成28(2016)年度から、岩国市が錦川下流域における文化的景観の保存に向けて調査等を行い、令和3(2021)年度に重要文化的景観に選定された。

なお、重要文化的景観の選定制度は、平成17(2005)年の文化財保護法の一部改正によって始まった文化財保護の手法である。

表6-3 山口県における国及び県指定文化財件数一覧

(R8.3月末現在)

国指定				県指定			計
文化財	指定	種別	件数	指定	種別	件数	
有形文化財	国宝	建造物	3	有形文化財			3
		絵画	1				1
		工芸品	4				4
		書跡	2				2
		建造物	37		建造物	34	71
	重要文化財	絵画	16		絵画	29	45
		彫刻	19		彫刻	64	83
		工芸品	27		工芸品	29	56
		書跡	9		書跡	10	19
		典籍	0		典籍	10	10
		古文書	12		古文書	8	20
		考古資料	3		考古資料	26	29
		歴史資料	8		歴史資料	19	27
		無形文化財	重要無形文化財		芸能	0	無形文化財
	工芸		0	工芸	2	2	
民俗文化財	重要民俗文化財	有形	11	民俗文化財	有形	8	19
		無形	5		無形	34	39
記念物		特別天然記念物	3	記念物			3
		史跡	43		史跡	31	74
		名勝	13		名勝	5	18
		天然記念物	40		天然記念物	51	91
計			256	計		361	617
記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの			3				3
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されたもの			11				11
重要文化的景観			1				1
重要伝統的建造物群保存地区（選定）			5				5
選定保存技術			2				3

(3) 都市と農山漁村との交流の拡大

農山漁村の生活・自然環境・歴史文化など、地域の優れた資源を活用した都市と農山漁村との交流の拡大を推進している。

平成30(2018)年度からは、こうした取組を更に発展させ、都市と農山漁村地域とのより深い関わりに繋がる地域滞在型交流を促進し、地域資源の活用や自然環境の保全を図りながら、中山間地域の活性化を推進している。

(4) 里山、里海づくりの推進

「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」に基づき、環境美化施策を総合的に推進するため、「美しい里山・海づくりに関する基本方針（平成23(2011)年9月策定）」を踏まえ、取組を行っている。

ア 連携・協働した環境美化活動の促進

「環境やまぐち推進会議」を環境美化活動の推進母体として位置付けている。

イ 県民一斉環境美化活動促進期間の設定

例年6月を「県民一斉環境美化活動促進期間」に設定し、県下全域での活動推進を呼びかけている。